

平成27年 第4回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成27年4月15日(水) 午後2時00分開会
午後3時45分閉会

開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
31	「平成27年度摂津市立小中学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱等及び諮問の件」	承認
32	「摂津市立体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」	承認
33	「摂津市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
34	「平成27年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレンジテストへの参加を定める件」	承認

出席者

委員長	大矢優子	総務課長	溝口哲也	総務課長代理	
委員長職務代理者	福元実	子育て支援課長	木下伸記	兼総務係長	鈴木誠
委員	齊藤公男	次世代育成部参事		生涯学習課長代理	
委員	山手知栄子	兼こども教育課長	小林寿弘	兼安威川公民館長	伊部貴雄
教育長	箸尾谷知也	学校教育課長	荒木智雄	総務課係員	関本敏晴
		学校教育課参事			
教育総務部長	山本和憲	兼課長代理	野本憲宏		
次世代育成部長	前馬晋策	教育支援課長			
生涯学習部長	宮部善隆	兼教育センター所長	撰田裕美		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		
		文化スポーツ課長	辻稔秀		

委員長

ただいまより、平成27年第4回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は齊藤委員ですので、よろしくお願ひします。

本日の付議事件は4件、報告事項は7件ございますが、議案第31号は、平成27年度撰津市立小中学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱等及び諮問に関する案件でございます。この議案につきましては、教科用図書の採択における公正確保のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。従いまして、まず、議案第32号から第34号を審議し、続いて、「報告事項」のすべてを終えた後に、暫時休憩を取り、引き続いて秘密会を宣言し、議案第31号について関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ただ今ご説明したとおり進行してまいります。

それでは、議案第32号、「撰津市立体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」について、文化スポーツ課長より説明をお願いします。

文化スポーツ課長

議案第32号、「撰津市立体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

この時期4月1日施行という形が多いと思われませんが、今回の件については施行が5月11日ということによろしいのでしょうか。

文化スポーツ課長

施設の供用開始日に施行期日を合わせるという形を取っておりますことから5月11日が施行日となります。

委員長

他にご意見等はございませんか。

ご意見・ご質問等がございませんので、議案第32号、「撰津市

立体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第33号「摂津市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、文化スポーツ課長より説明をお願いします。

文化スポーツ課長

議案第33号「摂津市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご質問等はございますか。特に無いようですので、議案第33号「摂津市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」は、承認といたします。

続きまして、議案第34号「平成27年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレンジテストへの参加を定める件」について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第34号「平成27年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレンジテストへの参加を定める件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

齊藤委員

チャレンジテストの目的として、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性を担保するために実施すると書かれています。一方、最近の新聞報道によると、府教委では入学者選抜の内申点の公平性を保つため、文科省が実施している全国学力・学習状況調査を活用するという方針が発表されました。全国学力・学習状況調査結果とチャレンジテストの結果は、いずれも内申点に加味されるのでしょうか。

学校教育課長

チャレンジテストにおきましては、中学1年生と2年生で実施さ

れます。新しい入試制度において、これまでは中学3年生の成績のみが入学選抜の資料として用いられておりました。今後は1年生・2年生・3年生の資料が1対1対3の割合で選抜資料に用いられるということになっておりますので、3年生以外の学校の評価の公平性を担保する資料としてチャレンジテストを実施するものです。3年生の公正性担保のための資料としては全国学力・学習状況調査結果を用いるということでございます。

齊藤委員

府教委が発表されたものによりますと、全国学力・学習状況調査は中学3年生が対象ですが、その結果は内申点にどのように用いられるのでしょうか。例えば、大阪府内の各市町村における中学校の内申点の割り振りのために全国学力・学習状況調査結果が使われ、個々の学校の内申点の評価にはチャレンジテストが使われるのでしょうか。

学校教育課長

これまでは相対評価でしたが、目標に準拠した評価に変わりますことで人数バランスは目標に合わせて評価いたしますので、人数の制限がございません。そこで学校間に格差が生じますと公正性が担保できませんので、3年生以外はチャレンジテストによりまして、評定の範囲を定めます。学校ごとの評定の妥当性を検証しまして、3年生では全国学力・学習状況調査結果で学校の評定の範囲を算出することになります。本日、「大阪府立高等学校入学者選抜における調査書の評定について」という資料をお配りさせていただきました。

教育長

説明を補足させていただきます。まずお示ししている大阪府教育委員会の資料は、先日4月9日に市町村学校教育主管課長会で配付された資料です。そこで、府教委から説明があり市町村から質問が出ましたので、それを受けて府教委として案を煮詰め直して翌日4月10日に府教委で新聞報道されたような方針が決定されました。我々市町村教委には新聞報道がされたようなことについて、正式な結果はまだ知らされておられません。明日4月16日に市町村の教育長が集まる会議がありますので、そこで府教委から説明があると聞いております。ですから、現時点で正式なものではないことを、ご了解をいただきたいと思っております。

これまでは中学3年生の成績だけで高校の内申を決めておりました。今後は1年生・2年生・3年生の成績も加味していく必要があるという方向になりました。それと評価そのものが、いわゆる絶対評価に変わるということです。絶対評価になることで懸念されているのが、各学校すべてにおいて良い成績を付けてしまうのではないかということです。やはり一定のものさしになるようなものも必要だろうということで、1年生・2年生においては、大阪府内統一のテストを実施するということになりました。それがチャレンジテストというものでして、昨年度も実施しておりまして今年度も参加させていただくにあたり今回ご了解をいただくものです。また、3年生については、日程的に1月となると入試直前ですのでその時期にテストを実施することは望ましくないということで、3年生はチャレンジテストを実施しないと決めておりました。それに対して、3年生の成績が一番重要であるのに、ものさしになるテストがないというのはおかしいというご意見があり、それを受けて府教委が決めたのが4月に一斉実施される全国学力・学習状況調査をものさしとして活用する方法です。ですから、1～2年生はチャレンジテストをものさしに使い、3年生は全国学力・学習状況調査結果をものさしに使うと決めたようです。具体的には今回配付した資料のとおり、まず前年度実施した中学2年時のチャレンジテストの結果と、各学校で付けた3年時の評定との相関分布から府教委が全体の評定基準を定めます。次に全国学力・学習状況調査結果の平均正答率が出てきますが、府全体平均正答率とその学校の平均正答率との比を算出します。そして、先ほど説明した評定基準と、全国学テの平均正答率との比とを掛け合わせて、それぞれの学校の評定平均を算出します。しかし、この評定平均はあくまで4月の時点での数値ですから、1年間の子どもたちの努力を反映するため、府教委が考えたのが0.3ポイントの幅です。1年間で変化するだろう幅を統計学的に出したのが0.3という数字だというのが府教委の説明です。範囲内で評定平均が収まらない場合は個別で補正が必要になりますが、実際にやってみたらほぼこの幅の中に収まるのでそれぞれが改めて補正をする必要はないというのが現時点での説明です。

委員長

内申点はテストだけではなく、平常点も加味されます。それもこの0.3の範囲内に収まるということでしょうか。

教育長 内申点というのは、テストの点数と平常点を加味して点数が決まります。ですからその中に入っているということになるかと思えます。

委員長 学校の中での分布は各校の実状に任されているのでしょうか。

教育長 現段階での府教委からの説明では分布については問わないということでした。あくまでも9教科での学校の評定平均がこの範囲内であれば問題ないということでした。

委員長 懸念があるとすれば、全国学テ実施の際の議論にもあったのですが、評定が絡んでくるとテスト自体を受験するかどうかためらう事態も想定されます。例えば支援学級の子どもたちに対してはどのような進め方をされるのか、その辺りはいかがお考えでしょうか。

学校教育課長 支援学級の教育課程がどうなっているか等を踏まえたうえで保護者の方とも意向を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

山手委員 新聞報道によりますと、そもそも評定の基準に統一テストを導入するというのは大阪市教委の動きも絡んでいると理解しています。大阪市・府内市町村を問わず実施されるのでしょうか。その辺りの整理はできているのでしょうか。

教育長 大阪市教委から直接聞いたわけではありませんので確実なことは言えませんが、今知り得ている情報によりますと、大阪市教委においても全国学テ・チャレンジテストともに受験しますから、今回示されている範囲内であれば大阪府教委のやり方は受け入れるということです。ただ、大阪市教委は以前から市教委として独自のテストを3年生対象に実施しておりますので、その結果を加味された評定平均が今回示された範囲内であれば大阪府教委としても各市での実施を推奨しております。

委員長 今後は毎年、全国学力・学習状況調査が評定のための鍵になるということでしょうか。それとも今回だけでしょうか。

教育長	毎年実施される全国学力・学習状況調査で学校間の補正をしていくというのが今の大阪府教委のスタンスになっています。
委員長	全国学力・学習状況調査に対する子どもたちの姿勢の重みがだいぶ変わってくると思います。そのことで学校の取り組みも変わってくるのではないかと期待したいと思います。
委員長職務代理者	全国学テが導入された当初の議論としては、隔年で実施していくか、抽出で実施するか等予算の関係から様々な議論がされました。その辺りについて、現在は懸念されることはもうなくなってきていると思います。今後は国の方針として継続的に実施される前提で理解しております。
委員長	<p>他にご質問等はございませんか。</p> <p>特にございませんので、議案第34号「平成27年度大阪府中学生学びチャレンジ事業費にかかるチャレンジテストへの参加を定める件」については承認といたします。</p> <p>続いて、報告事項（1）事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	[事業実施に伴う奨励援助の件について説明]
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。</p> <p>ご質問等がございませんので、次に進みます。（2）平成27年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件から、（4）平成27年度司書教諭任命の件について、学校教育課参事より説明をお願いします。</p>
学校教育課参事	<p>[平成27年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件について説明]</p> <p>[平成27年度教務主任及び学年主任任命の件について説明]</p> <p>[平成27年度司書教諭任命の件について説明]</p>

委員長	<p>備考欄に詳しい内容を記載いただきましたので大変見やすい書式になっていると感じます。</p> <p>他に何かご質問・ご意見はございますか。</p> <p>特にございませんので、次に進みます。(5) 摂津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則制定について、子育て支援課長より説明をお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>[摂津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則制定について説明]</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。</p> <p>ご質問等がございませんので、次に進みます。(6) 平成26年度3月までの問題行動等の報告について、学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>[平成26年度3月までの問題行動等の報告について説明]</p>
委員長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。</p>
齊藤委員	<p>対教師暴力に対しては、担任教員と学年教員が、クラブに関するときはクラブ顧問が連携して生徒指導や保護者への対応をされ、いずれの事例も沈静化していることが理解できます。細かいことで恐縮ですが、最後の事例に担任教員が記載されていませんが、被害教員Zは担任教員でしょうか。</p>
学校教育課長	<p>生徒を制止する中に担任教員も含まれている認識でおりますが、詳細は確認のうえご報告させていただきます。</p>
山手委員	<p>2点お尋ねします。生徒間暴力が増えているということでしたが、いじめによって暴力的な行為が発生したとしても生徒間暴力の方で計上されているのでしょうか。</p> <p>もう一点は、どの事案についても授業中を含め加害生徒に落ち着きがないような状況が共通しているように思います。スクールカウンセラー等、外部機関への相談も必要だと思いますが、学校だけではとても対応しきれない状況だと思います。当該の生徒は小学校就</p>

学前から保育所・幼稚園等でも同じような状況が見られたのかがすぐく気になりました。小学校入学時のギャップを軽減させる取り組みは先生方でいろいろと工夫されているようです。小学校に進学する前の段階で何とかケアできないのかと思いますが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

学校教育課長

山手委員がおっしゃるとおりでございますが、いろんなケースでできるだけ早期の発見が必要だと考えております。家庭児童相談室における発達検査を通じて保護者とも確認を重ねることもあります。保育所・幼稚園・小学校におきましては常に相互連携したうえで個別の対応を協議しております。ただ、幼少期に見られた現象がその後も同様に見られるとは一概に言えないこともあります。個別の要因は様々ではありますが、支援の必要性については状況に応じた形で常に観察・協議してまいりたいと考えております。

山手委員

一点目にお伺いしたカウント方法についてはどうでしょうか。

学校教育課長

いじめにつきましては、いじめでカウントをしております。従って、生徒間暴力とは別々でカウントをしております。

委員長

保護者の方から申し出があったということは、学校に対して気軽に何でも言えるような関係が構築されていると思うので、それはとても良いことだと思えました。いじめは無い方が良いですし、気が付いた時点で保護者や周囲の誰かが学校に相談するという体制づくりは非常に重要だと感じております。対教師暴力については、落ち着きのない生徒が引き起こしていることが多いですし、繰り返し同じ生徒が起こしている場合もあると思います。これはのべ人数だと思いますが、実質の人数は集計されているのでしょうか。

学校教育課長

資料に記載しているのはあくまで述べ人数でございますので、実質人数についてはお示ししている資料に記載はございません。国や府に提出する調査においては実質人数を報告することになりますので、別の形で集計をしております。

委員長

今回数字があがっている30名というのはあくまでのべ人数な

ので、実質人数はもう少し少ないということによろしいでしょうか。

学校教育課長 その通りでございます。

委員長職務代理者 昨年D中学校については、対教師暴力が非常に突出して多くございました。今年4月から発足した新たな生徒指導体制において、具体的に学校としてどのような取り組みがされているのか、その辺り事務局として何か把握されているでしょうか。

学校教育課長 まず一点は、生活指導専任の教員を配置いたしました。それにより生徒指導体制をしっかりと見直しました。もう一点は、スクールエンパワーメント推進事業に取り組んでおります。この事業は、大阪府教委の取り組みの一環として、生徒指導及び学力向上に向けて学校が一丸となって取り組む体制づくりを推進する事業でございますので、市教委としても積極的に関与し支援してまいりたいと考えております。

委員長 他にご意見等はございませんか。

特にごございませんので、(7)各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 [各課事業日程報告の説明]

委員長 報告事項は以上で終了となりますが、その他に何かございますでしょうか。

次世代育成部長 既に教育委員の皆様には第一報といたしましてご連絡をさせていただいておりますが、本市の3つの中学校において通知表の記載に誤りがあったものをそのまま子どもたちに渡してしまったという事案がございました。本市の教育に対する信頼を崩し、保護者・生徒に大変なご迷惑・ご心配をおかけした事案ということで担当課としても反省しておるところでございます。具体的に各中学校での内容についてご報告を申し上げます。

[各中学校での詳細な内容について報告]

教育長

ただ今説明をさせていただきましたが、成績というものは信頼関係のうえで成り立っていることですので、信頼関係を失うようなことをしてしまったことで、生徒・保護者・市民の方に改めて深くお詫びするとともに、二度とこういったことが起こらないように再発防止策についてもきちんと取り組むように事務局をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

なぜそのようなことが起こったかという検証は既にされているのでしょうか。

次世代育成部長

各校からの聞き取りを行っておりますが、一つは単純なミスによるものでした。単純なミスは起こることかもしれません。しかし、単純ミスが起こった時に二重・三重にチェックする体制が整っておりませんでした。そしてまた、重大であるという認識が足りないために保護者に対する対応が遅れる、あるいは遅れるどころか失念してしまっておりました。これらは、重大なことであるということの認識不足であると思っております。いずれにいたしましても、私どもの指導も徹底してまいりますし、学校側の認識等も改めてまいりたいと思っております。

齊藤委員

各中学校では、教科代表者が選出されておられますが、教科の評価において、各教科担当の先生とのダブルチェックシステムにはなっていないのでしょうか。

次世代育成部長

各学年で評価の作業を行ってまいります。各学年でそれぞれ教科担当がおりますが、教科担当がテストや平常点のデータを入力します。成績処理担当者が成績を処理し評定を出していきます。改めて教科担当や担任が役割分担しその評定をチェックしていきます。その中で、コンピュータで処理をするものですから出てきた数字が正しいものであるという間違った判断が起こりやすい状況もございます。一定の方向性であるとか、評価の仕方であるとかは学年でしっかり定めておりますが、それを確認しなければ定めたことが正しく運用されているかどうかわかりませんから、確認不足ということ

は否めないと思います。

山手委員

しつこいようですが、調査をされて3件だけだったということですね。

次世代育成部長

現在残っているデータや成績一覧表からわかったことはこの3件でありました。データだけで言えば指摘があつてすぐに修正をしておりますから、ある意味データは直っております。今回の確認という作業においては、正しいものが出たということになりますが、学校においてそのようなことがあつたという報告があがってまいりました。

山手委員

それぞれ学校で生徒や保護者に対して説明会を実施したり、きちんとした対応を取っていただいておりますが、今の段階でご意見やお叱りはどの程度受けておられますか。生徒の気持ち面における把握はされておりますでしょうか。

次世代育成部長

例えば、教育委員会事務局に電話が殺到しているといったことはございませんし、学校にもそういったことは聞いておりません。ただ、説明会の中で、学校の体制の甘さがこのような状況を生むのではないかというご指摘はいただいております。出てこないということが、関心の低さとかということと捉えて甘えてしまうことがないようにしなければなりません。思いというものは深く静かに潜行しながらやがて大きく噴出することがございます。思いというのは潜在的にあるものと捉えながら事の大切さに気づき、今後にあたっていく必要があると考えております。

委員長

子どもと先生の信頼関係は損なわれていないでしょうか。

次世代育成部長

私どももその点を一番懸念しているところでございます。特にこのことで子どもが教師に直接訴えているということはございませんが、子どもたちにとって疑いの目が起こる可能性は否定できません。従ってきちんと行っているとか、良くなかったことについては反省しているといった姿勢を学校・教員・事務局も示していく必要があると考えております。

委員長

信頼関係が崩れてしまうと授業にも影響が出てくると思いますので、その辺りは十分注意して対応にあたっていただきたいと思います。

教育長

学校によっても違いますが、教科担当は正しく処理を行ったものの、教科担当から出てきたものについて成績処理を行う担当者が操作ミスを起こしたという例もございます。必ずしも教科担当者がミスをしたということにはならない学校もございます。いずれにしましても誰がしたかということではなく、学校としての信頼を失ったということです。このことにつきまして、昨日全校の子どもたちを集めての離任式が開かれました際に、ミスのあった学校においては校長から子どもたちに対して謝罪もしたという報告を受けております。

委員長

この件につきましては、他にご質問等はございませんか。

特にございませんので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めに、お諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦労様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

委員長

それでは秘密会として再開します。
議案第31号の審議をいたしますので、教育支援課長から説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

これにて秘密会を解きます。
これで、本日の案件はすべて終了いたしました。ただ今をもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦労様でした。